

C 第2次整理（報告書作成業務）

a 報告書作成のための整理作業

→てびき（整理）P.17-

必要資料の選別・接合・復元・実測・撮影を行う。

遺物の観察・実測図作成は、『てびき』整理・報告編による。

整理された遺構データと遺物データから、遺構の時期特定や変遷などの分析。

遺物写真撮影はセンター内写場でおこなう。

遺物写真もデジタルデータで保存 JPEG か TIFF 形式（画像データは撮影時のもの）。

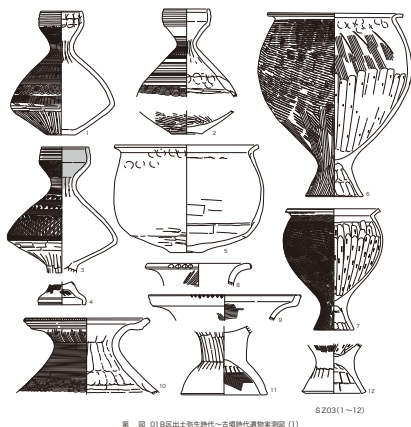
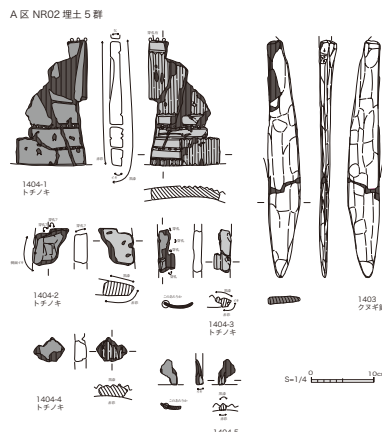
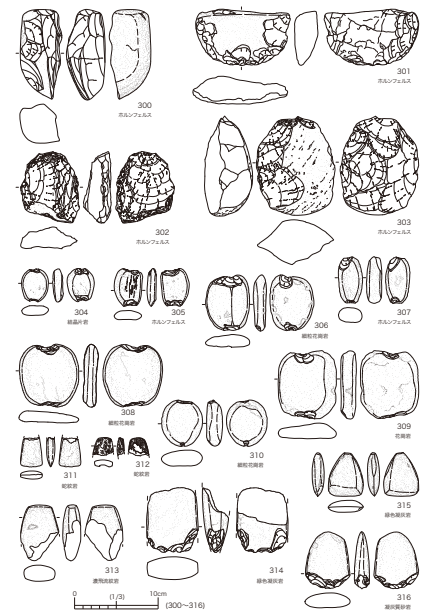


図 01 弥生出土物生時代～古墳時代遺物実測図 (1)

弥生土器の実測図版



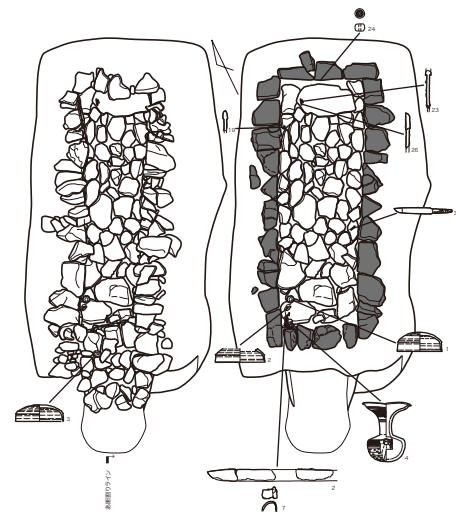
木製品の実測図版



石器の実測図版



遺物撮影の仮設スタジオ



石室内の遺物出土位置図版

b 遺物の収納

遺物に登録番号を注記する。

遺物は、報告書掲載や活用の幅などによって分類され（分類 A ～ D）、台帳を作成し、分類ごとに登録番号順でコンテナ収納する（第 2 次収納）。

収納の方法

コンテナ収納

- 1：土器・石器等、材質により区分し収納する。
- 2：報告書で遺物登録番号が示された遺物については、原則としてその番号順に収納する。
- 3：圧縮収納に努めるなど、極力効率的な収納を行う。
- 4：報告書単位で、A・B・C 1・C 2 の類別順にコンテナ箱または梱包単位に一連の番号（コンテナ番号）をつけ、ラベル表示する。

収蔵庫への収納

- 1：報告書単位に類別収納を行う。
- 2：コンテナ番号は、報告書単位の連番とする。
- 3：コンテナ箱の収納の順序は、類別区分に従い A・B・C 1・C 2 の順とする。
- 4：収蔵庫でのコンテナ箱の配列は、原則としてコンテナ番号順とする。

遺物の登録記号と収納場所

表記は黒

焼き物一般	E	収蔵庫 D
石製品	S	収蔵庫 D
ガラス製品	G	収蔵庫 D
木製品	W	特別収蔵庫
金属製品	M	特別収蔵庫
その他	X	収蔵庫 D・特別収蔵庫 Xb- 骨 Xs- 貝

収蔵のための分類

保管・活用については、『愛知県教育委員会が管轄する出土遺物の収蔵・保管・活用の在り方について』平成 10 年 埋蔵文化財収蔵問題検討会に基づく。

分類 A

考古学的な資料価値が高く、展示・公開等に活用される遺物。

これらは、次の分類 B の資料のうちの一部に該当する。

分類 B

調査報告書に個別資料として掲載され、登録番号が付された資料。

分類 C

上記 A・B 区分以外で一定程度の情報量を有する資料。活用の可能性から C 1・C 2 に細分する。

C 1：遺構内出土品。遺構外出土品のうち研究対象資料（土器の口縁部、底部、文様のある破片など、一定程度の情報を有する資料）、大量生産品・遺構素材等（近世の瓦・古窯の焼台等）のうちのサンプル抽出資料、自然遺物（貝塚の貝・食料残渣等）のうちのサンプル抽出資料等。

C 2：遺構外出土品のうち、研究資料としての活用の可能性が低いと判断される遺物。

大量生産品・遺構素材等のうちのサンプル以外の資料。

分類 D

整理作業の過程で、研究資料として活用しえないと判断された遺物。例えば、摩耗した土器片、変形等で形状の判別ができない木製品など、出土品自体あるいは出土状態等からも、時期・性格等が推定不能で、研究資料として活用しえない遺物など。サンプル以外の自然遺物等。

入力シート見本

基本情報					遺物情報		出土情報		保管情報					
箱番号	集番号	書名	遺跡名 記号	登録番号	種別	調査区	遺構	分類	収納場所	保管配置	梱包形態	梱包サイズ	A区分資料	備考
1	999	宮下遺跡・下懸遺跡Ⅱ・五反田遺跡・惣作遺跡ⅢⅠ	宮下遺跡 2AMS	1	E	19A	002SZ	B	収蔵庫 D上	45- C 前	B	大		土器棺
2	999	宮下遺跡・下懸遺跡Ⅱ・五反田遺跡・惣作遺跡ⅢⅠ	下懸遺跡 2ASK	4/5/6	E	18A/19C	18A-003SZ+005SZ/19C-001SX	B	収蔵庫 D上	45- C	C	27		土器棺
3	999	宮下遺跡・下懸遺跡Ⅱ・五反田遺跡・惣作遺跡ⅢⅠ	惣作遺跡 2ASS/ 五反田遺跡 2AGT		S	惣作遺跡 13C/ 五反田遺跡 15	惣作 13C- 検出 1+ 検出 2/ 五反田 15- 掘乱 + 五反田 10Aa トレンチ 2/ 五反田 15Ba 包含層 / 五反田 15Bb 包含層	C1			C	54		礎

書名で入力
●●遺跡遺跡名と略号
/ で区切る半角で入力
/ で区切る
E 番号は省略
他は登録記号を付す
(例: W67/S123)種別コードを入力
コード以外の内容
は備考に記入調査区
/ で区切る調査区ごとに振られた
遺構番号は - で表示
区分は / で示す

遺物分類コード

梱包形態
コンテナ (C)
ボックス (B)
木箱 (W)
その他 (X)A 分類資料
登録番号を記入
備考に内容を記す

収納箱貼付カード

第 209 集

北丹波・東流遺跡

1

報告書集番号

コンテナ・箱番号

* 貼り付けカードも内容カードも

印字はすべて黒

* 貼り付け場所は、正面右側

収納箱貼付内容カード

A 分類・B 分類

北丹波・東流遺跡 1EKH

12A

E-001~026

B

遺跡名と略号 (p3,4 参照)

調査区

遺構番号

遺物登録番号

C1 分類・C2 分類・D 分類

北丹波・東流遺跡 1EKH

12A/12B

037SD

土器

C1

遺跡名と略号 (p3,4 参照)

調査区

遺構番号

遺物種類など

遺構番号、遺物種類などは任意

収納箱 内容カード

1 面 (貼付内容カードと同じ)

北丹波・東流遺跡 1EKH

12A

E-001~026

B

2 面 (箱番号カードと同じ内容)

第209集

北丹波・東流遺跡

1

* 1 面と 2 面を裏表にして、パウチしたものを、箱内に遺物と共に収納。

* シールの破損・紛失時に対応するためのもの。

土器袋同包番号カード

E-111

* 登録番号を確認するための番号カード
土器と一緒に袋に入れるもの。* 紙質と印字方法は問わない。
が、退色防止のため、色は黒。